

令和元年9月11日

(独)製品評価技術基盤機構
認定センター製品認定課

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第1条ただし書に
基づく一区分として扱う試験方法についての意見募集について(随時)

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第1条において、産業標準化法第57条第1項の主務省令で定める試験方法の区分は、鉱工業品又は電磁的記録に係る日本産業規格に規定する試験方法とするが、二以上の試験方法であって重要な部分において異なるものは一区分として扱うものとしており、この省令に基づき、当該試験方法の区分は、別掲の「JNLA試験方法区分一覧」のとおりとしています。

弊センターでは、試験方法の区分について、ご意見を随時募集いたします。ご意見をご提出の際は、氏名、電話番号、E-mailアドレスを明記の上、FAX又はE-mailにてご提出ください。

なお、原則、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、予め御了承願います。

(お問い合わせ先・ご意見提出先)

(独)製品評価技術基盤機構
認定センター製品認定課

〒151-0066

東京都渋谷区西原 2-49-10

電話：03-3481-1939

FAX：03-3481-1937

E-mail：jnla@nite.go.jp